



介護サービス情報の公表制度推進協議会  
専用ページ利用に当たっての留意事項

当該専用ページは、全国における介護サービス情報の公表制度の円滑な運営、均質性の確保、情報の共有等を目的に設置した介護サービス情報の公表制度推進協議会の会員のための専用ページです。

当該専用ページの利用は、当センターより推進協議会会員に付与するID、パスワードを使用してログインいただくこととなりますが、会員におかれましては、付与されたID、パスワードの管理につきまして、管理者を決めていただくなど適切な管理をお願いいたします。

利用に当たっては、以下の留意事項をご理解の上をご利用いただきますようお願いいたします。

留意事項は、ご利用状況等に応じて内容を変更することがありますが、この場合、変更後の留意事項によるものとします。

**【留意事項】**

(共通)

- 当該専用ページは、会員内で利用するものとし、当センターより付与したID、パスワードを第三者に漏洩したり、目的以外に使用しないこと。

(介護サービス情報Q&A)

- 介護サービス情報以外の質問を行わないこと。
- Q&Aに関する回答については、当センターで考えうる基本的な考え方であること。

(介護サービス情報掲示板)

- 介護サービス情報以外の内容の掲示を行わないこと。
  - 暴言、不愉快な内容の掲示を行わないこと。
  - 他人を誹謗中傷する掲示を行わないこと。
  - 連絡のために必要な個人情報の掲載はあくまで利用者本人のもののみとし、他人のメールアドレス、住所、電話番号などの掲載については本人の同意のない場合には行わないこと。
  - 掲載内容で知り得た利用者等の個人情報等を利用するなど、利用者等への迷惑行為(迷惑連絡等)を行わないこと。
  - その他不適切な内容の掲示を行わないこと。
- ・ 留意事項に反すると当センターで判断した場合、掲載内容を削除させていただく場合があります。これにより、利用者がいかなる損害を被っても、当センターは責任を負うものではありません。なお、この場合、当センターは削除の理由について説明する義務を負うものではありません。

- ・ 利用者の掲示・内容等に関して、当センターは一切の責任を負いません。
- ・ 掲示板の利用により被った一切の損害に対し、当センターはいかなる責任も負わないものとし、損害賠償を負う義務は無いものとしします。

【本件についてのお問い合わせ先】

社団法人シルバーサービス振興会 介護サービス情報公表支援センター

電話 : 03-5276-1602

メールアドレス : shiencenter-Q@espa.or.jp

○ 全国的に取り組む案件について

1. 「介護サービス情報の公表」に関する普及啓発パンフレット及びチラシの作成について(案)

平成19年度において、「介護サービス情報の公表」制度に新たに3サービスが追加されていること、制度の継続的な事業者及び利用者(国民)への普及啓発が必要なことから19年度版の「パンフレット」及び「チラシ」を以下の通り作成したい。

(1) 普及啓発パンフレット

・体裁

① A3判 2つ折り4頁

② 全面4色刷

・内容

「介護サービス情報の公表」の概要及びこれについての利用方法を記載する予定。(3サービス追加に伴う18年度作成パンフレットの修正等)

・費用

実費予定(発行部数により異なります。)

・・・昨年実績 7円/1枚(問い合わせ先の名入れ等別途費用)

作成部数 20万部

※イメージとして昨年度作成パンフレットを配布

(2) 普及啓発チラシ

・体裁

① A4判 1枚もの両面2頁

② 全面4色刷

・内容

「介護サービス情報の公表」の概要及びこれについての利用方法を記載する予定。(3サービス追加に伴う18年度作成チラシの修正等)

・費用

実費予定(発行部数により異なります。)

・・・昨年実績 3円/1枚(問い合わせ先の名入れ等別途費用)

作成部数 70万部

※イメージとして昨年度作成チラシを配布

(3) 今後のスケジュール

①7月を目途に作成予定。

②都道府県あてに19年度パンフレット及びチラシの必要部数等につい

てアンケートの実施

③②を踏まえ具体的な申込み・日程・提供方法等について都道府県あ  
てに案内

なお、原稿データについて前年同様PDF形式での提供を検討

## 2. 「介護サービス情報の公表」の調査等に伴う保険の対応について

昨年度都道府県あてに実施した19年度における「介護サービス情報の公表」の調査等に伴う保険の対応についてアンケートを実施した結果(別紙1参照)約7割の都道府県において調査に伴う保険の全国共通のパンフレット等が必要とのことから本年度についても以下の通り対応する。

### ● 当該保険制度の保険(制度)種類について

- ① (調査員傷害補償制度) 調査中(往復途上含む)、調査員が怪我等をした場合の傷害にかかる保障
- ② (調査機関賠償補償制度) 調査に伴い、対人事故、対物事故、人権侵害により調査機関が法律上の損害賠償をおった場合に対応する保障
- ③ (個人情報漏洩補償制度) 調査に伴い、知り得た個人情報を漏洩し、調査機関が法律上の損害賠償をおった場合に対応する保障

以上の3種類の制度についてパンフレット等に掲載する。  
ただし、セットで加入するものではなく、調査機関で必要な制度を任意に選択し加入できる。

### ● パンフレットの掲載内容について

パンフレットについては、事務局で一定の内容を定めるのではなく、各社(損保ジャパン社、東京海上日動社、富士火災社、三井住友海上社)で作成する内容を配布することとする。

### ● 調査機関へのパンフレット等の配布について

パンフレットの配布については、都道府県への送付、調査機関への直接送付の希望があることを踏まえ、別に定めた様式(別紙2参照)に必要な部数、送付先等を記入の上、都道府県から直接各保険会社にメールで送付し、保険会社はこれに従いパンフレット等を送付することとする。

別に定めた様式及び各保険会社のメールアドレス等については、後日事務局よりメールにて都道府県あてに送付する。

● 調査機関からの契約の引受け方法について

保険会社ごとのパンフレット等には、各保険会社の連絡先(中央1箇所)を記入し、調査機関からの問い合わせ又は契約等に対応する。(保険会社ごとの対応窓口を1箇所とする)

● 保険会社の契約の引受け方法

当該保険制度の取り扱いについては、原則として保険会社の直扱い(代理店ではなく職員対応)とする。ただし、申込者(調査機関)の要望がある場合これに従う。

● 保険会社の契約募集における調査機関への対応

原則として、契約のやり取り等は、申込書の郵送、保険料は振り込み等で対応する。

前述のとおり、パンフレット配布により調査機関からの連絡により対応することとし、原則として直接調査機関を訪問し対応することはしないこととする。

ただし、申込者(調査機関)からの訪問希望等がある場合これに従う。

平成19年度  
「介護サービス情報の公表」制度の調査に伴う  
保険等の対応について  
(アンケート票集計結果)

		回答欄	
<b>I 指定調査機関、調査員に関する事項</b>			
1 都道府県における指定調査機関の数について			
	指定調査機関数(予定数)はいくつですか	261	機関
2 都道府県における調査員数について			
	調査員の人数(予定人数)は何名ですか	8427	名

<b>II 調査に伴う保険のパンフレットに関する事項</b>			
1 全国共通のパンフレット作成の必要性について			
	※ 全国共通パンフレットの19年度必要性についてどのようにお考えですか		
	ア 全国共通のパンフレットが必要である	30	
	イ 全国共通のパンフレットは必要ない	14	

※以下Ⅲ～Ⅴにつきましては、上記Ⅱで「ア. 全国共通のパンフレットが必要」とお答えいただいた都道府県の方のみお答えください。

<b>III 調査に伴う保険の内容に関する事項</b>			
1 情報の公表制度の調査に伴う必要な補償制度について			
	※ どのような補償制度が必要と思われますか (補償制度は右記参照)		
	ア 本年度と同様、パンフレットに調査員傷害補償制度・調査機関賠償補償制度・個人情報漏洩補償制度の3制度すべて掲載し、調査機関において補償制度を選択して加入できる方式でよい。	31	
	イ その他 (具体的に何かあれば記入)	1	

※保険契約は、各調査機関が希望により自ら加入いただくことを前提に考えております。

以下は、この前提を踏まえてお答えください。

IV 保険の契約方法に関する事項			
1 パンフレット等の作成について			
※ 契約の引受けを行いたい保険会社にそれぞれパンフレット等の作成をいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか			
ア	各保険会社でパンフレット等を作成し、複数のプランから調査機関が補償内容(保険会社)を選択することで良い。	37	
イ	事務局で一定の補償内容(保険会社)等を定めたほうが良い。	2	
その他			
2 調査機関へのパンフレット等の配布について			
※ 調査機関へのパンフレット等の配布はどのようにすればよろしいでしょうか			
ア	事務局又は保険会社等より都道府県にパンフレット等を送付し、都道府県から調査機関に配布する。	5	
イ	事務局又は保険会社等より直接調査機関に配布(郵送)する。	29	
ウ	加入を希望する調査機関が直接保険会社に連絡し取り寄せる。	7	
その他			
3 契約の引受け方法について			
※ 調査機関からの問い合わせ・契約等の窓口についてどのようにお考えですか			
ア	各地の保険会社の窓口・代理店等で個別に対応する。	13	
イ	協議会事務局が保険会社、代理店等の窓口を定め、中央に一本化し対応する。	25	
その他			
V その他			
その他保険に関しましてご意見等がありましたらご記入ください。			
記入欄			

「介護サービス情報の公表」制度に伴う調査員等の  
保険パンフレット等の必要部数・送付先報告書

都道府県名	
部署名	
担当者名	
電話番号	
E-mail	

I 都道府県送付先 ※必要部数欄には、指定調査機関数以外に都道府県の参考用としてパンフレット等が必要な場合は含めて記入してください。

※ 郵便物が届く住所・宛名等をご記入ください。

都道府県名	郵便番号	住所	都道府県庁名・部署名・役職等	担当者名	必要部数

II 指定調査機関送付先 ※参考用として都道府県でパンフレット等が必要な場合は、上記都道府県送付先欄にも記入してください。(必要部数欄には、参考用として必要な部数を記入)

※ 郵便物が届く住所・宛名等をご記入ください。

	都道府県名	指定調査機関名	郵便番号	住所	法人名・部署名・役職等	担当者名
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						

### 3. 介護サービス情報の公表制度関連書籍等の発行について

平成 19 年度の「介護サービス情報の公表」の介護サービス情報の公表制度の理解促進を目的に、各種関連書籍を発行した。

#### ① 「調査員養成研修テキスト」の発行

- ・ 制度解説編（平成 18 年度作成）
- ・ 居宅系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う改訂版）
- ・ 施設系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う改訂版）
- ・ 医療系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う新規版）

#### ② 「事業所向けハンドブック」の発行

- ・ 居宅系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う改訂版）
- ・ 施設系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う改訂版）
- ・ 医療系サービス編（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う新規版）

#### ③ 「介護サービス情報の公表関連法令通知集」の発行

（平成 19 年度厚生労働省令、通知等の改正に伴う改訂版）

#### ④ 「介護サービス情報の公表制度 Q & A」の発行

（平成 18 年度作成）

#### ⑤ 介護サービス情報の公表シンポジウム講演録（東京開催分）の発行

- ※ 介護サービス情報の公表の内容を幅広く普及するため、東京で実施されたシンポジウムの講演録を小冊子として 8 0 0 0 部作成し、全都道府県に配布したところであるが、要望が多かったことから発行。

